

九州・いきいき・未来を拓くICT ～ 安心・安全、豊かな暮らし ～ 平成29年度九州総合通信局重点施策

I ICTによる地域経済活性化・地方創生

地域社会が抱える諸課題を解決するとともに、豊かな特色を活かした地域社会の活性化に貢献できるよう、多様なニーズに対応したIoT(Internet of Things)の実装をはじめとした、ICTの利活用を推進するとともに、放送コンテンツの海外展開等を推進し、ICTによる地域経済活性化・地方創生を目指します。

1 ICTによる地域の活性化

九州各地における地域社会が抱える諸課題を解決するとともに、誰もがICTの恩恵を十分に享受できるよう、地域IoT実装の推進、無料公衆無線LANの整備促進、ICT利活用事例の普及展開、人的支援等に取り組み、地域の活性化を図ります。

2 ICT利活用のための人材育成と起業家支援

ICTを利活用できる自治体の人材育成、地域発のICTベンチャーを目指す起業家を支援します。

3 競争的資金による新たなイノベーションの創出

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)を通じて、ICTの利活用による地域社会の活性化、中小企業の斬新な技術の発掘、若手ICT研究者の育成等に貢献します。

4 放送コンテンツの流通促進

放送コンテンツを制作する民間事業者等が、他分野・他産業や自治体等の関係者と幅広く協力・連携して、「クールジャパン戦略」「地方創生」等に資する放送コンテンツを企画、制作、海外展開する取組を支援します。

II ICTによる防災・減災対策の推進

熊本地震等を教訓とし、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震やその他の災害に備え、住民へ迅速かつ適切な災害情報を提供するため、防災行政無線の

整備・デジタル化の促進、放送ネットワークの強靱化、各種支援などにより、ICTを活用した防災・減災対策を推進します。

1 災害情報伝達手段の多重化・多様化の推進

災害情報を迅速かつ確実に住民へ伝達するため、防災行政無線のデジタル化や同報系防災行政無線、緊急速報メール、インターネットを活用したSNS等、情報伝達手段の多重化・多様化を促進します。

また、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝えるLアラートの導入・利活用を促進します。

さらに、災害時の情報伝達に重要な役割を果たすケーブルテレビも含めた放送ネットワークの強靱化やラジオの難聴解消を推進します。

2 災害時における重要通信の確保及び支援、連絡・連携体制の強化

災害時における円滑な非常通信体制を確保するとともに、被災地域での応急復旧活動に必要な通信確保のため、災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）、臨時災害放送局用機器及び災害対策用移動電源車の無償貸与等の周知及び防災訓練等での活用を推進し、発災時はこれらの各種支援を迅速に行います。

また、災害時において情報を共有することが不可欠である総合通信局、自治体、電気通信事業者間の連絡・連携体制を強化します。

Ⅲ ICTによる暮らしやすい地域の実現

4K・8Kによる放送サービスの高度化や中波ラジオFM補完放送など、多様な放送を通じて、視聴者の利便性の向上、地域に役立つ放送の実現を目指します。

また、電波の利活用を推進するとともに、携帯電話等の不感地域解消のため、エリア整備を促進し、携帯電話等の利便性を向上するほか、海上通信システムの高度化により、海上における船舶の安心・安全の確保を図ります。

これらの施策を通じて、ICTによる暮らしやすい地域の実現を目指します。

1 放送サービスの高度化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて超高精細で臨場感あふれる4K・8K実用放送の実現に向けて、受信環境整備を促進するとともに、中波ラジオFM補完放送の普及、サービスエリアの拡大を推進します。

2 電波利活用の推進

電波資源の有効利用を図るための調査検討会の開催や電波利用ニーズの発

掘を行い、電波の利活用を推進します。

3 携帯電話等エリア整備の促進

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島等)において、国の補助事業による携帯電話等のエリア拡大を図り、電波の利用に関する不均衡を緩和します。

また、新幹線トンネル等の電波が遮へいされた場所のエリア整備を促進します。

4 船舶の安全航行のための海上通信システム高度化

船舶の安全航行確保のため、国際VHFの高度化を図ります。

IV ICT利用環境における安心・安全の確保

急速に普及するスマートフォン、光インターネット等の電気通信サービスは、国民生活に不可欠な社会基盤となっています。電気通信サービスが多様化・高度化する中、契約を巡るトラブルやコンピュータウイルスの被害など様々な問題が発生していることから、電気通信事業者、消費生活センター等、関係機関と連携して、ICT利用環境における安心・安全の確保を図ります。

1 電気通信サービス利用者の支援

誰もが安心・安全な電気通信サービスを受けられるよう電気通信事業者、消費生活センターとの定期的な情報共有や連携強化に努めるとともに、電気通信事業法等の改正に伴う消費者保護ルールの徹底を図ることにより電気通信サービス利用者を支援します。

2 青少年の安心・安全ネット利用の環境整備

パソコンだけでなく、携帯電話、スマートフォンなど青少年のインターネットの利用環境が多様化している中で、青少年に係るネットいじめや不適切投稿等が多発していることから、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう啓発活動等を推進します。

3 サイバーセキュリティ・個人情報保護の啓発の推進

コンピュータウイルス、不正アクセス、フィッシング詐欺や個人情報漏えい等の被害が発生していることから、誰もが安心して電気通信サービスを利用できるようにするため、サイバーセキュリティ・個人情報保護に関する普及啓発を推進します。

V 安心・安全な電波利用環境の確保

電波利用分野の拡大と多様化が進展し、本格的なIoT時代を迎える中で、安心・安全な電波利用環境の確保が不可欠であることから、人命や財産保護のための重要無線通信の確保、テレビ・ラジオ放送のクリーンな受信環境の維持、不法無線局等の撲滅及び一般の方々への正しい電波の知識の普及と電波利用ルールの周知・啓発に努めます。

1 無線通信に対する混信・妨害対策

安心して電波を利用していただくため、航空通信・船舶通信や携帯電話など、人命や財産の保護に不可欠な重要無線通信をはじめ、無線通信に対する混信・妨害の排除に向けて的確に対応します。特に、皇室及び外国要人の来訪や情報収集衛星の打ち上げ等、重要事案に際しては、電波監視体制を強化して対処します。

2 テレビ・ラジオ放送の受信環境の確保

テレビ・ラジオ放送への受信障害が発生した場合には、送信対策、受信対策や障害源の排除等により障害解消に向けて的確に対処します。

3 不法無線局の撲滅

良好な電波利用環境の構築のため、不法市民ラジオ、不法パーソナル無線、不法アマチュア局、不法船舶局及び外国規格無線設備(FRS、GMRS)の撲滅及び排除に向け、周知・啓発活動や捜査機関と連携した共同取締りを実施します。

また、電波の探知・探査に必要な電波監視施設等を整備するとともに、地域における電波の発射・利用状況調査を実施し、電波の利用秩序の維持を図ります。

4 電波利用環境の保護と電波に関する正しい知識の普及

安心して利用できる電波利用環境保護のため、電波利用者等に対し、電波の適正な利用や電波法令の遵守について周知・啓発指導を行うとともに、流通事業者に対しては、無線設備試買テストの結果に基づいた指導も行います。

また、医療現場において安心かつ安全に電波を利用していただくために、医療機関の関係者をメンバーとした地域の協議会を創設し、医療関係者を対象とした説明会の開催等を新たに実施します。

さらに、登録検査等事業者制度の適切な運用や能力・意識の維持向上のため、引き続き事業者への立入検査を実施します。